

# 平成21年度集団指導資料

(平成21年5月13日(水))

～6月4日(木)実施分)

## 資 料 目 次

1	平成21年度 介護サービス事業者指導・監督方針	1
2	介護保険法及び老人保健法の一部を改正する法律の概要	6
3	廃止・休止等の事前届出制について	11
4	介護サービス事業者の業務管理体制の整備について	12
5	介護保険法及び老人保健法の一部を改正する法律等の施行について	15
6	事業者指導体制について	20
7	「介護サービス情報の公表」について	21
8	質問票	39

埼玉県福祉部介護保険課

# 平成21年度 介護サービス事業者 指導・監督方針

平成21年5月1日  
介護保険課

## 1 はじめに

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する指導監督については、平成18年10月23日付け厚生労働省通知（介護保険施設等の指導監督について（指導監査指針））を踏まえ、事業者に対する適正な事業運営の支援の機会としての「指導」及び不正事案等への対応としての「監査」について、実施してきたところである。平成20年度からは、より効果的な指導を行うために市町村（保険者）と連携・協働した実施体制を構築するなど、さらに効果的な指導監査の実施を進めることにより、適正な事業所運営及びサービス提供の確保並びにその向上に努めてきたところである。

平成21年度においては、平成20年7月4日付け厚生労働省通知（「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」）を踏まえた営利法人事業者に対する書面検査による監査を実施するほか、平成20年改正法により制度化された業務管理体制整備に係る検査の実施に向け必要な整備を行うなど、法改正を踏まえた適切な指導監査を実施するものとする。

## 2 指導について

利用者と事業者との相互契約によりサービスの利用が決定され、保険料を中心に公費により運営される介護保険制度においては、行政の役割として、サービス利用に係る利用者と事業者との適正な環境をつくることが重要である。

このため、指導においては、事業者に対して適切でより良いサービスを提供できるよう支援することを目的とする。

### (1) 集団指導について

集団指導については、適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の間であるとして位置づけ、実地指導を開始する前にサービスごとに実施する。

特に、遵守すべき介護保険関係法令の内容や各種サービス提供の取扱い、

報酬請求に関する事項等について周知の機会とする。

- 例 ・ 介護報酬算定の加算・減算
- ・ 職員の資格及び員数（名義借り、虚偽申請防止）
- ・ 前年度の指摘事項

## （２）実地指導について

### ア 対象事業所の選定方針

- （ア） 苦情や通報があり、運営指導が必要とされる事業所
- （イ） 平成21年度中に指定（介護老人保健施設の許可を含む。以下同じ）の更新手続の対象となる事業所
- （ウ） 新規指定事業所
- （エ） 市町村の介護給付適正化の取組（ケアプラン分析等）により、特異傾向が見られる旨の通報があった事業所
- （オ） 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）から、「介護サービス情報の公表」に係る公表を拒否している旨の通報があった事業所
- （カ） 適合高齢者専用賃貸住宅に介護サービスを提供している事業所
- （キ） その他必要と認める事業所（3（1）イの営利法人の運営する事業所に対する書面検査による監査と併せて実施するものを含む。）

### イ 指導に当たっての重点事項

実地指導に当たっては、適正な事業所運営の確保を図ることはもとより、各利用者に対応したサービスの質的な向上を図ることが重要である。平成21年度における実地指導の重点事項として、次のことを事業者に対し重点的に指導する。

- （ア） 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止についての制度理解及び事業者の積極的取組の推進
- （イ） 「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」をベースにした報酬上の加算などの適正な請求の推進
- （ウ） 苦情、事故、感染症、食中毒等があった場合の適切な対応
- （エ） 介護保険施設等における防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難通報体制の確保
- （オ） 人員等基準の遵守
- （カ） 介護予防に資する取組の推進
- （キ） 業務管理体制の整備のための取組の確保

(ク) その他介護サービスの質の向上や介護従事者の処遇改善のための積極的な取組の推進

ウ 運営指導及び報酬請求指導の視点

(ア) 運営指導

- ・運営指導に当たっては、個々の利用者へのサービス提供の一連のプロセスの重要性の理解等について主眼をおく。

(イ) 報酬請求指導

- ・平成21年4月の介護報酬改定により各種加算等が相当数創設され、介護従事者の専門性のキャリアとその配置割合に着目した評価や個別ケアに向けた取組などが重視されている。本来加算等については、事業者からの届出により介護報酬を請求し、請求に当たっては、報酬基準上の要件を当然に担保していることが必要である。このため、毎月の報酬請求においては事業者自身が請求に当たっての不備等がないよう確認し、請求することが求められる。
- ・介護報酬請求の指導に当たっては、十分にその旨を周知するとともに、介護報酬基準上の要件を担保しているか否かは請求する事業者自身に挙証責任があることについて理解の推進に努める。

エ 監査への移行

実地指導時において、虐待・拘束等で利用者の身体生命に危険のある場合や、虚偽申請、悪質な基準違反、不正な介護報酬の請求などが認められる場合には、監査に移行するものとする。

オ 介護報酬改定の影響の確認

実地指導時において、介護報酬改定に伴う介護従事者の処遇改善に係る事業者の対応等について、ヒヤリング等の方法により、確認をするものとする。

3 監査について

(1) 監査の方法

ア 監査（イ・ウによる監査を除く。）

指定基準を遵守してサービス提供を行うことは介護保険法上の指定を受けた事業者の最低限の責務であり、事業者は常に指定基準内容について違反がないように確認を行うとともに、違反した場合には速やかに是正を図り、必要に応じて報酬上の措置を事業者自身がとらなければ

ばならない。

しかし、指定基準の違反事実を認識しながら放置していたり、不正請求を行っているような悪質な事業者に対しては、介護保険法の規定による監督権限を行使し、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払を早期に停止させることなどを目的として、監査を行う。

#### イ 営利法人の運営する事業所に対する書面による監査

介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）により、事業者に対する法令遵守を徹底させるため、平成24年度までに営利法人の全ての事業所に対する指導監査を実施することとされた。当該指導監査については厚生労働省通知により書面検査による監査により実施することとし、必要に応じ実地による監査を実施することとされた。

このことを踏まえ、営利法人の運営する事業所に対する書面検査による監査を行う。

#### ウ 業務管理体制の整備に係る検査

平成20年改正法により、事業者の法令遵守体制の確立のための業務管理体制の整備に係る届出義務及び監査処分規定が新設された（当該検査は、平成21年3月30日付け厚生労働省通知（介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について）により、一般検査（定期的に報告を求める方法によるもの）及び特別検査（処分事案における法人本部立入り等の方法によるもの）とに区分されている。）。

このことを踏まえ、平成21年度においては、届出事務の開始や一般検査等、当該制度の円滑な実施のための必要な整備を進めるとともに、当該制度に係る特別検査・処分事案が生じた際においては、これを実施する。

### (2) 対象事業所の選定等

#### ア 対象事業所の選定方針

##### (ア) 監査（3（1）アの監査）

監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の悪質な違反が認められる場合若しくは虐待・拘束等で利用者の身体生命に危険のある場合又はこれらの疑いが認められる場合に行うものとする。

通報・苦情・相談等に基づく情報や国保連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情等、幅広い情報から著しい基準違反や不正請

求が認められる事業所などを対象とする。

(イ) 営利法人の運営する事業所に対する書面による監査

2(2)のア(イ)(ウ)の実地指導に係る事前提出資料を求める際において、併せて実施する方法などにより、行うこととする。

イ. 法令違反事実等が確認された場合

法令違反事実が確認された場合は、改善勧告や指定取消など、必要に応じた法的な措置をとる。

4. 市町村との連携・協働について

事業者指導を通じて、給付適正化に取り組む市町村の保険者機能を強化することは、県全体における適正な事業所運営及びサービス提供の確保並びにその向上に資するものである。

県としては、地域や利用者・家族からの情報などを得やすい保険者との連携協働を進め、給付適正化に積極的に取り組めるよう市町村を積極的に支援していく。

・市町村との共同実地指導

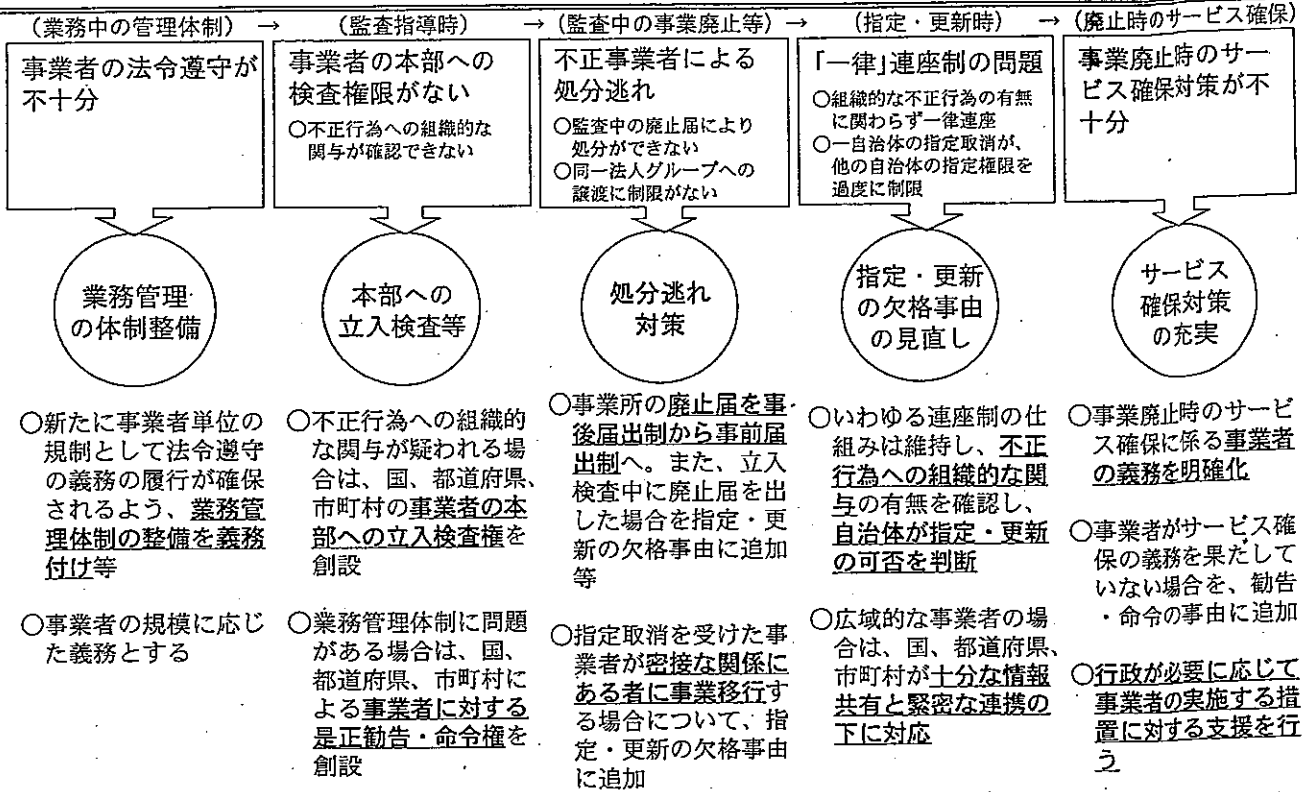
県が実施する実地指導について、あらかじめ計画を市町村に示し、市町村の求めに応じるなどにより共同で実施する。

5. 県福祉保健総合センターとの連携・協働について

県福祉保健総合センター（以下「センター」という。）では、指定等の事務を行っていることなどを踏まえ、必要に応じ、介護保険課とセンターとで実地指導を共同で実施し、又は県による監査の際にセンターが同行することなどにより実施する。

# 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



施行期日:平成21年5月1日(政令事項)

## 業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任	法令遵守 マニュアルの整備	法令遵守 に係る監査
	法令遵守責任者の選任	法令遵守 マニュアルの整備
		法令遵守責任者の選任

20未満                      20以上100未満                      100以上

指定又は許可を受けている事業所数  
(みなし事業所を除く)

届出先

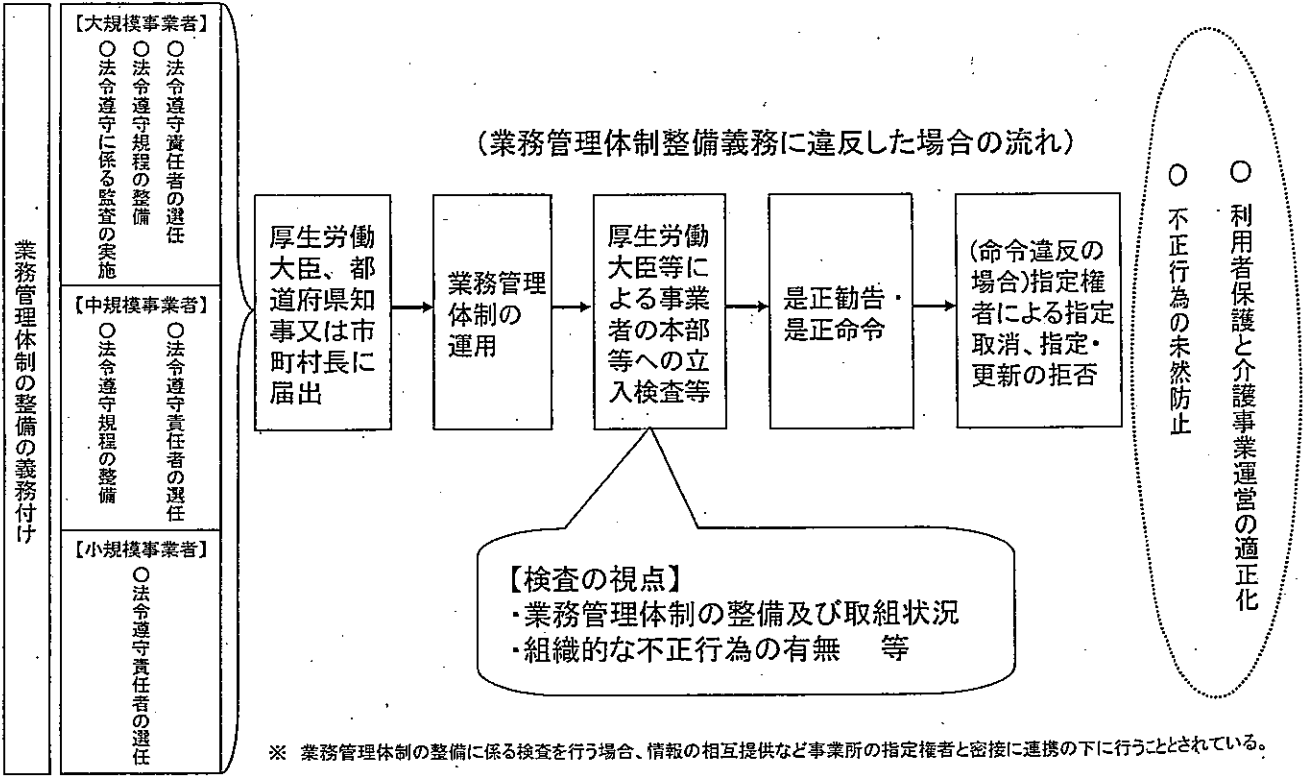
区 分	届 出 先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※業務管理体制の最初の届出は、平成21年10月31日までに行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護及び訪問リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

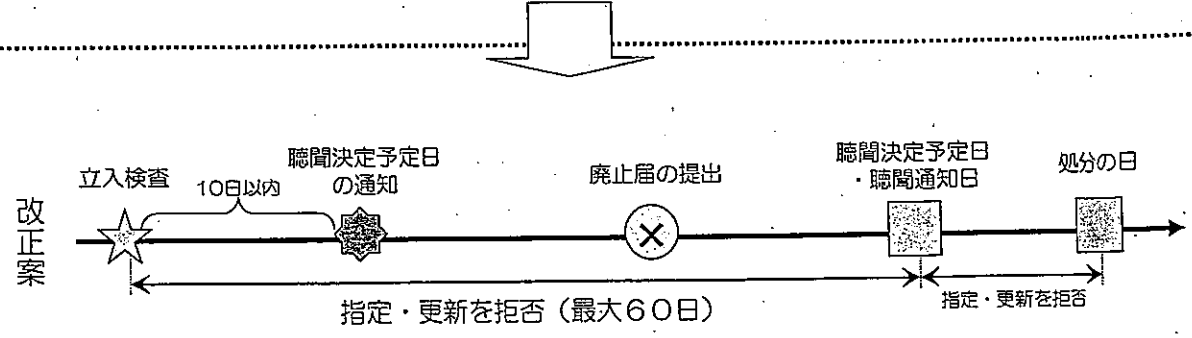
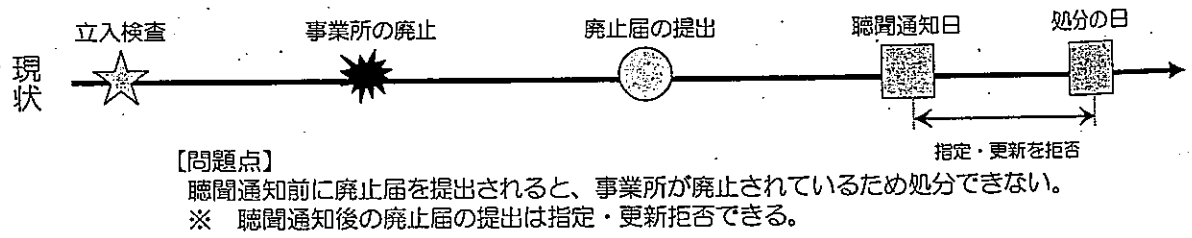
# 事業者の本部等への立入検査等

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。



## 立入検査中の廃止届の制限

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が検査日から起算して60日以内の特定の日(聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日))を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



**【効果】**

監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される → 処分逃れを防止



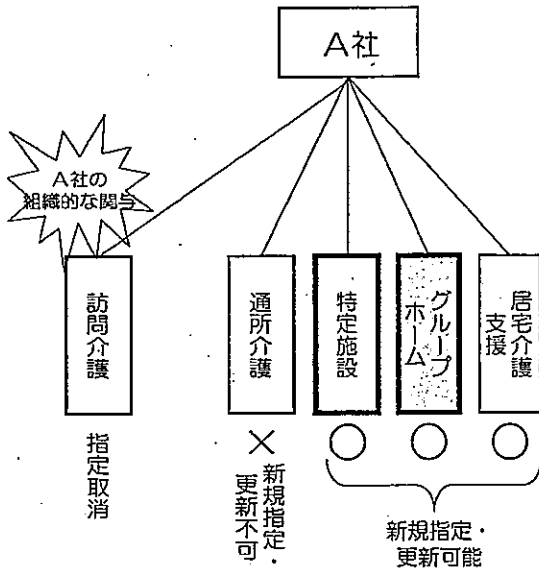
# 連座制の適用関係について

連座制とは：一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

連座制が適用されない場合：指定取消処分の原因となった事実に関して、事業者が組織的に関与していると認められない場合（事業者の役員(法人でない場合は事業所の管理者)からの指示に基づき不正が行われたと認められない場合）。

連座制が適用される範囲：原則として同一サービス類型内で連座するが、居宅サービス(予防含む)及び地域密着型サービス(予防含む)は、在宅系サービスと居住系サービスに区分される。

連座制の適用イメージ



改正後のサービス類型

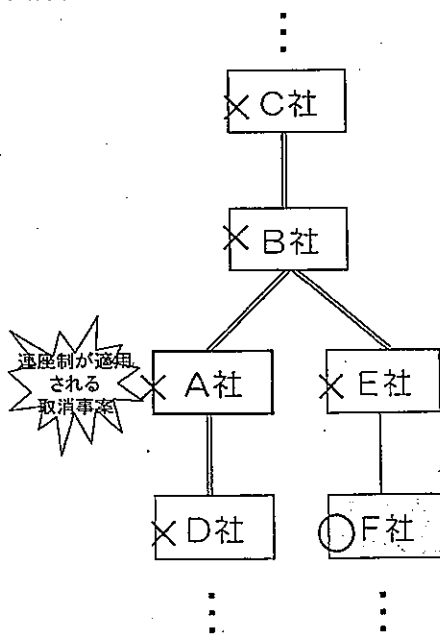
◎指定居宅サービス 〔在宅系サービス〕 ○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問介護 ○通所介護 ○短期入所 等
〔居住系サービス〕 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
◎指定地域密着型サービス 〔在宅系サービス〕 ○夜間対応型訪問介護 等
〔居住系サービス〕 ○認知症共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 等
◎指定居宅介護支援
◎指定介護老人福祉施設
◎介護老人保健施設
◎指定介護療養型医療施設

※ 指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても、特定施設等は区分されている。  
5

## 密接な関係にある者が指定取消処分を受けた場合の指定・更新の拒否

○ 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、申請者の新規指定・更新を拒否する仕組み。

具体例



次のすべての要件に該当する場合、サービス類型ごと(居住系サービスを除く)に申請者の新規指定・更新が拒否される。

【同一法人グループであること】

○ 株式会社、持分会社であって議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資していること(親会社等の議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資している場合も含む)

【連座制が適用される取消処分であること】

○ 同一法人グループ内の法人で連座制が適用される取消事案が発生した場合

【指定取消処分を受けた法人と申請者が密接な関係にあること】

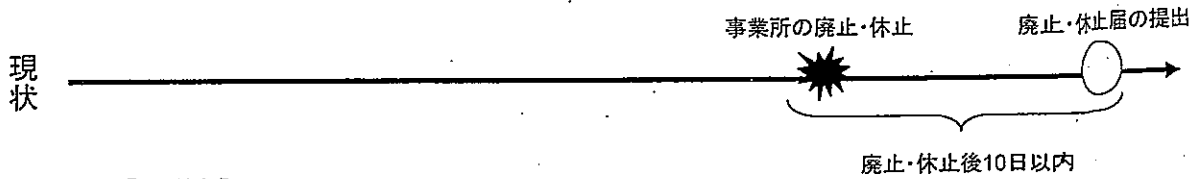
○ 「申請者の(申請者が)重要な意思決定に関与している法人」又は「申請者の親会社等が重要な意思決定に関与している法人」であること(重要な意思決定とは、役員又は役員で構成する機関で意思決定を行うこととされている事項)。

※ 指定・更新が拒否される範囲は、事業者内の連座制の適用と同様に、居宅サービス内の特定施設、地域密着型サービス内のグループホーム等居住系サービス等を区分する。

— : 過半数の議決権又は資本金の出資及び重要な意思決定への関与  
X : 新規指定・更新の拒否  
O : 新規指定・更新が可能

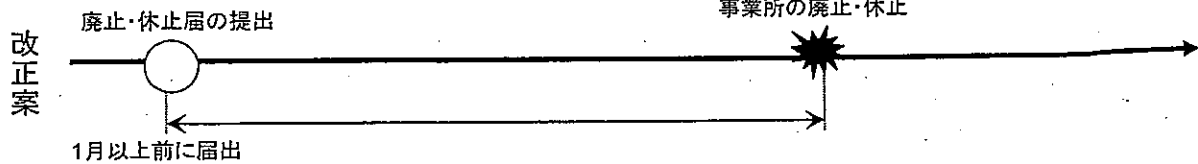
## 処分逃れ対策（事前届出制の導入）

- 事業廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



### 【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



### 【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

## 事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に対し勧告・命令をすることができることとする。

### イメージ図



## 介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

### 現行法と改正法比較

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置付け
債権回収手段	民事上の執行手続(※1)	滞納処分(※2)
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。

## 事業の廃止・休止等の事前届出制について

埼玉県福祉部介護保険課

介護保険法の改正により、介護サービス事業者が事業を廃止し、又は休止しようとするに当たっては、その日の一月前までに届出が必要（従前は10日以内の事後届出）とされるとともに、利用者の継続的なサービス提供のための事業者による便宜提供（他の事業所の紹介・介護支援専門員との連絡調整等）が義務付けられました。

（平成21年6月1日以後の日の廃止・休止については、その日の一月前までに届出を要します。なお、同年5月31日までの日の廃止・休止については従前どおり、その日の10日以内に届出を要します。）

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、所管の各福祉保健総合センターへ所定の「廃止・休止届出書」を「利用者・入所者名簿」（様式参照 さいたま介護ねっと）を添付のうえ、届け出てください。

当該届出の添付書類「利用者・入所者名簿」については、廃止・休止の届出時においては、利用者・入所者ごとの移行予定先事業所・施設を記載したものを提出し、当該移行先が確定次第、速やかに移行確定先事業所・施設を記載した「利用者・入所者名簿」を追加添付書類として提出してください。

（介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設における「辞退届」についても同様です。）

# 介護サービス事業者の業務管理 体制の整備について

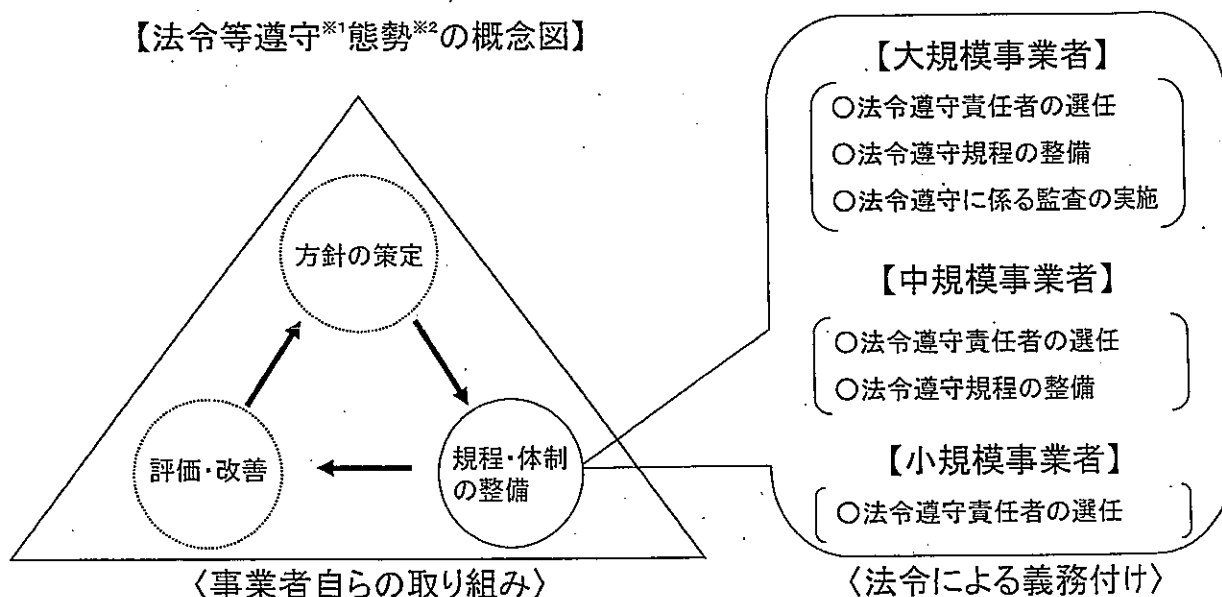
(資料「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要」中の「業務管理体制の整備」及び「事業者への立入検査等」の説明箇所を併せて参照のこと)

## 業務管理体制の整備

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止することにより、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(注) 業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人形態等により異なることに留意する。

### 【法令等遵守<sup>※1</sup>態勢<sup>※2</sup>の概念図】

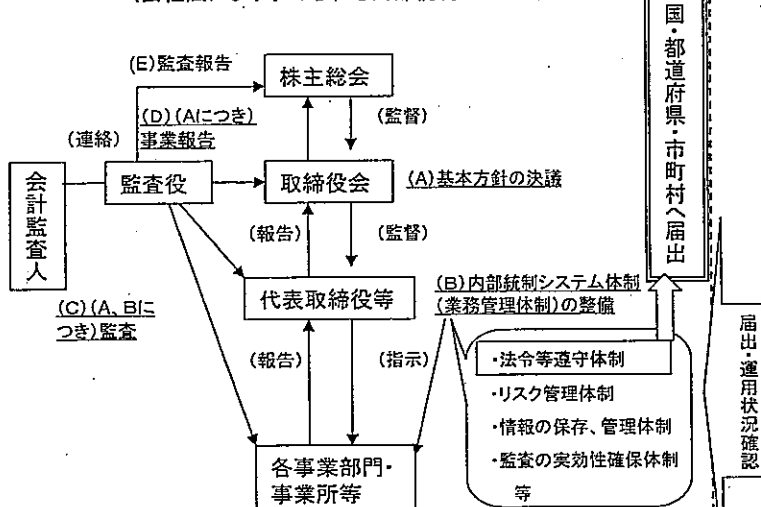


※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った対応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりに関する取り組みを指している。

# 業務管理体制の監督イメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役会	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

※図は、監査役設置会社をベースとした例示

【法令等遵守態勢の確認の視点】

## 1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

## 2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

## 3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

## 業務管理体制確認検査の実施に当たっての基本的考え方

### 検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。

※業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するもの

### 検査の視点

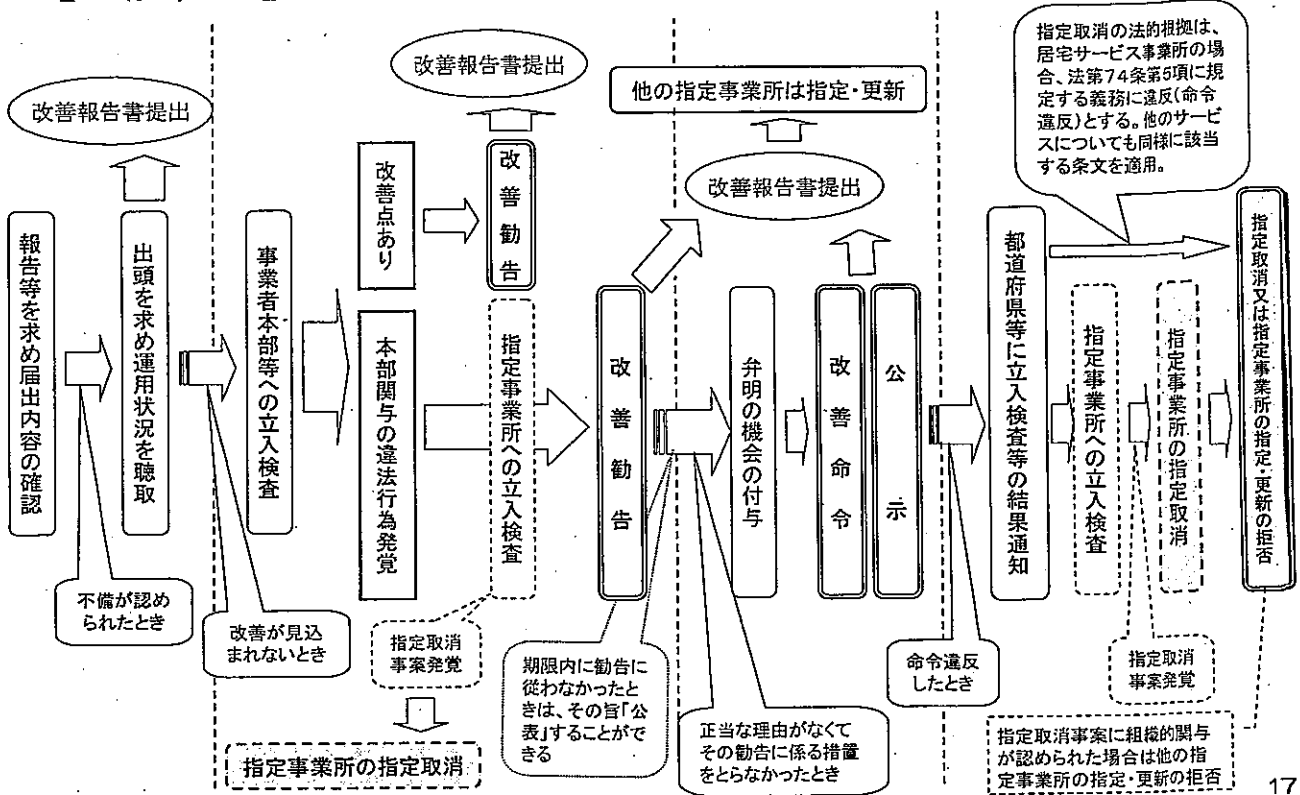
- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を確認(連座制の適用判断)。
  - ① 現状を的確に把握
  - ② 客観的に問題点を提示
  - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

必要に応じ行政上の措置

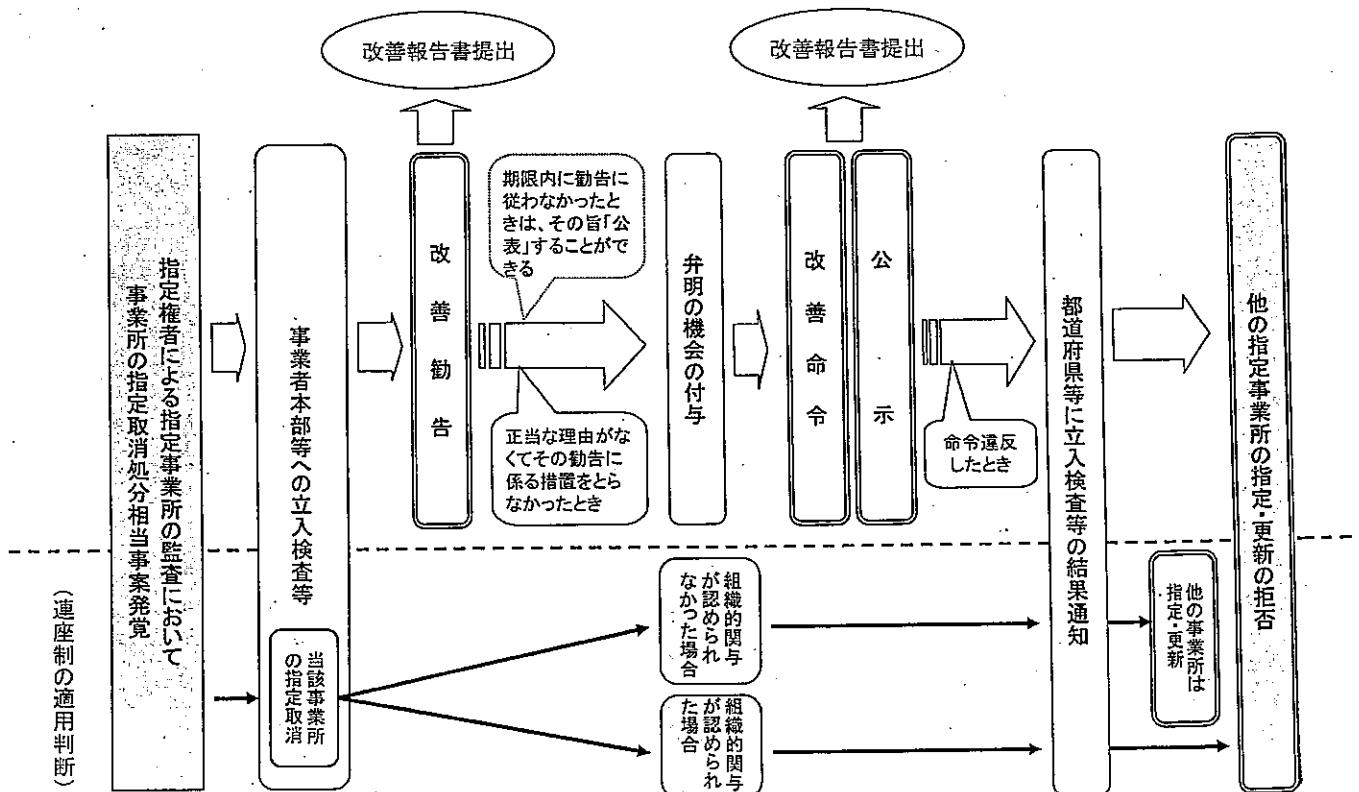
# 検査等の実施手続等

【一般検査】(体制整備・運用状況確認のために定期的実施)



17

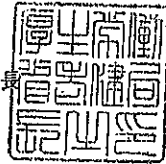
【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



14

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「平成20年改正法」という。）が平成20年5月28日に公布され、平成21年5月1日に施行されることとなり、その施行のため、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成21年政令第10号。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第54号。以下「平成21年改正省令」という。）が制定され、平成21年5月1日に施行することとされたところである。

その内容は下記のとおりであるので、管下市区町村を始め関係者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

1 業務管理体制の整備

(1) 趣旨

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものであること。

(2) 業務管理体制の内容

ア 事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「指定等を受けている事業所等」という。）の数に応じて、それぞれ以下のとおりであること。なお、例えば、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

- ① 指定等を受けている事業所等の数が20未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- ② 指定等を受けている事業所等の数が20以上100未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を整備すること。
- ③ 指定等を受けている事業所等の数が100以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、法令遵守規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

イ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

ウ 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものと事業者の実態に即したものでよいこと。

エ 業務執行の状況の監査については、事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法（昭和23年法律第205号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく



業務執行の状況の監査とすることができること。また、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできること。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。

オ 平成20年改正法による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされた保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の当該指定に係る事業所については、指定等を受けている事業所等には当たらないこと。また、平成21年4月1日より、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、新法第71条第1項の規定に基づき居宅サービスに係る指定又は新法第115条の11において準用する新法第71条第1項の規定に基づき介護予防サービスに係る指定があったものとみなされるサービスに加えられ、平成21年4月1日以前より法第41条第1項等の指定を受けている保険医療機関等の当該指定に係る事業所については、当該指定の有効期間の満了日の翌日からみなし指定に切り替わることとなるが、当該事業所についても指定等を受けている事業所等には当たらないこと。

### (3) 業務管理体制の整備に係る届出

ア 事業者は、業務管理体制を整備し、遅滞なく、平成21年改正省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新施行規則」という。）第140条の40第1項に定める事項を記載した届出書を、指定等を受けている事業所等の所在地に応じて、それぞれ以下のとおり届け出ること。また、すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出べき事項に変更があった場合についても、同様とすること。

① 指定等を受けている事業所等の所在地が2以上の都道府県に所在する事業者  
厚生労働大臣（ただし、指定等を受けている事業所等の所在地が、2以下の地方厚生局の管内にとどまる事業者にあつては、地方厚生局長）

② 地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスのみを行う事業者であつて、指定を受けているすべての事業所等の所在地が同一の市町村に所在するもの  
市町村長

③ ①及び②のいずれにも該当しない事業者 都道府県知事

イ 事業者は、事業所等の新規指定・廃止等により、指定等を受けている事業所等の所在地の区分に変更があった場合には、変更後の届出書を、変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届け出ること。

ウ 新施行規則第140条の40第1項第3号に掲げる「法令遵守規程の概要」とは、当該規程の全体像が分かるものであればよいが、必ずしも改めて概要を作成する必

要はなく、法令遵守規程の全文を届け出ることとしても差し支えないこと。また、同項第4号に掲げる「業務執行の状況の監査の方法の概要」とは、事業者が当該監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は当該規程の全文、事業者が当該監査に係る規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出ること。

## 2 事業者の本部等に対する立入検査権等の創設

### (1) 趣旨

業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査権を創設するものであること。

### (2) 事業者の本部等に対する立入検査等

業務管理体制の整備に係る届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下「業務管理体制の監督権者」という。）は、業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができるものとする。

### (3) 業務管理体制の整備に関する催告、命令等

ア 業務管理体制の監督権者は、事業者が適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを催告し、その旨を公表することができるとともに、正当な理由がなくてその催告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとよう命令することができるものとする。なお、その命令を行った場合には、その旨を公示しなければならないこと。

イ 業務管理体制の監督権者は、事業者がアの命令に違反したときは、その旨を関係する事業所等の指定等を行う都道府県知事又は市町村長（以下「指定等権者」という。）に通知するとともに、業務管理体制の監督権者が都道府県知事又は市町村長である場合にあっては、事業者がアの命令に違反した旨を厚生労働省老健局総務課介護保険指導室まで情報提供されたいこと。

## 3 不正事業者による処分逃れ防止のための対策

### (1) 趣旨

事業者による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であったサービスに係る事業の休廃止届について、事前届出制とするとともに、指定等権者による立入検査中の廃止届の提出の制限、指定取消処分を受けた事業者から当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限等を行うものであること。

### (2) 事業の休廃止届の事前届出制への移行

事業者（介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以

下「介護老人福祉施設等」という。)を除く。)は、指定等に係る事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定等権者に届け出なければならないものとする。なお、介護老人福祉施設等については、現行でも指定を辞退するために1月以上の予告期間が必要であり、新法においても引き続き同じ取扱いとする。

### (3) 立入検査中の廃止届の提出の制限

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者が、指定等権者が立入検査を行った日から聴聞決定予定日(当該指定等権者が立入検査が行われた日から10日以内に、立入検査の結果に基づき指定等取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日として、当該申請者に通知した場合における特定の日)までの間に、相当の理由がなく廃止届を提出した者であって、その届出の日から5年を経過しないものであるときを追加すること。

イ 聴聞決定予定日の通知をするかどうかは、指定等権者の判断により決定されるものであり、仮に、処分逃れを目的とした廃止届の提出の見込みが薄く、聴聞決定予定日に係る通知をしなかった場合であっても、その後の検査等により、指定等の取消しの処分に係る聴聞を行う必要があると認められる場合には、聴聞を行うことは可能であること。

ウ 聴聞決定予定日は、新施行規則第126条の4等により、立入検査を行った日から60日以内の特定の日とすることとされているが、必ずしも聴聞決定予定日と実際の聴聞の日が一致する必要はなく、あくまでも、立入検査を行った時点で、聴聞の要否が決定すると見込まれる日を聴聞決定予定日とすればよいこと。また、立入検査を複数回行う場合については、必ずしも初回の立入検査日を起算日とする必要はなく、立入検査の状況等を勘案して、起算日となる立入検査日を決定すること。

エ なお、すでに通知した聴聞決定予定日までの間に聴聞の要否を決定することができないと見込まれる場合には、指定等権者は再度立入検査を行い、聴聞決定予定日の通知をすることも可能であるが、その際には、事業者の事業廃止に関する権利を不当に阻害することがないよう、十分留意する必要があること。

### (4) 申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由の追加

ア 指定等時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)が指定等取消処分を受け、その取消しの日から起算して5年を経過していないときを追加すること。ただし、密接関係者が、新施行規則第126条の2等に規定する、当該取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くこと。

イ 密接関係者とは、申請者の親会社等(申請者の直接の親会社のみならず、その親会社の親会社等も含む。)、申請者の親会社等の子会社等(申請者の親会社等の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。)、申請者の子会社等(申請者の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。)の関係にある者をいうこと。

ウ 密接関係者に該当する法人は、申請者が株式会社である場合には、その議決権の過半数について、申請者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合には、その資本金の過半数について、保有・被保有の関係があり、支配・被支配関係が成立する株式会社又は持分会社であること。また、これらの者と同等上の支配力を有すると認められる株式会社又は持分会社であること。

エ 密接関係者に該当する「重要な事項に係る意思決定に関与」とは、例えば、取締役会に出席し、賛否を表明している場合等が考えられること。

## 4 指定等又は更新の欠格事由の見直し

### (1) 趣旨

一事業所等の指定等取消処分が、その事業者の同一サービス類型(居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。以下同じ。)、内の他事業所等の指定等又は更新の拒否につながる仕組み(以下「連座制」という。)について、一律・機械的に適用するのではなく、事業者の不正行為に対する組織的関与の有無に応じたきめ細かい対応が可能な仕組みに改めるものであること。

### (2) 不正行為に対する組織的関与の有無に応じた連座制の適用

ア 連座制の適用について、一事業所等の指定等取消処分の理由となった不正行為に対する事業者の組織的関与が認められない場合には、指定等又は更新の欠格事由には該当しないものとする。

イ 指定等を受けている事業所等が不正行為を行い、指定等取消処分を行うに当たっては、指定等権者と業務管理体制の監督権者が同一のときは、都道府県知事又は市町村長は、事業者に対する報告の徴収等を通じて、その不正行為に対する事業者の組織的関与の有無を確認する必要があること。また、指定等権者と業務管理体制の監督権者とが異なる場合には、指定等権者は、業務管理体制の監督権者に対して、不正行為に対する組織的関与の有無の確認をしよう求めること。

ウ イにより組織的関与の有無の確認を求められた業務管理体制の監督権者が確認を終えた場合には、その結果を当該事業所等の指定等権者に通知するとともに、併せて厚生労働省老健局総務課介護保険指導室にも情報提供されたいこと。また、確認の結果、組織的関与が認められた場合には、その旨を当該事業所等の指定等権者に加え、同一の事業者の他の事業所等の指定等権者にも通知すること。また、業務管理体制の監督権者から、指定等取消処分の理由となった不正行為について組織的関与があった旨の通知を受けた当該事業所等の指定等権者は、連座制が適用されることにより、当該事業者の役員等(新法第70条第2項第6号に規定する「役員等」をいう。以下同じ。)については、指定・更新の欠格事由に該当することから、(指

定等権者が市区町村長の場合は、都道府県を通じて）各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知し、通知を受けた都道府県知事は市町村長に通知すること。当該通知は、「介護保険事業者及び介護支援専門員システム」への登録をもって足りるものであるが、その他の方法を否定するものではない。なお、当該役員等の氏名等の個人情報の国及び他の地方公共団体への提供については、当該個人情報の提供を受ける者は、介護保険法及び同法に基づく命令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて、相当な理由があると認められること。

エ なお、ここでいう組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものであること。

オ 連座制は、原則として、同一サービス類型内で適用されるものであるが、居住系サービスについては、現に入居している方がいるなど、その性質が訪問介護等の在宅系サービスとは異なることから、例えば、居宅サービスについて指定取消処分が行われた場合であっても、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）については、連座制は適用されないものであること。反対に、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）について指定取消処分が行われた場合であっても、在宅系サービスについては、連座制は適用されないものであること。同様に、地域密着型サービスについて、例えば、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「夜間対応型訪問介護等」という。）に係る指定取消処分が行われた場合であっても、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）については、連座制は適用されないものであること。この場合においても、認知症対応型共同生活介護等について指定取消処分が行われた場合であっても、夜間対応型訪問介護等については、連座制は適用されないものであること。また、介護予防サービスにおける介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護予防サービスにおける介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についても同様の扱いとすること。

## 5 利用者等に対する継続的なサービスの確保

### (1) 趣旨

事業の休廃止時における利用者等に対する継続的なサービスの確保を図るため、事業を休廃止しようとする事業者に対し、利用者等の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付けるものであること。

### (2) 利用者等に対する便宜提供

ア 事業者は、事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定等権者に休廃止届を提出するとともに、その届出前1月間の間にサービスを利用していた利用者等であって、引き続きサービスの利用を希望するものに対し、必要なサービス

が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者等と連携して、利用者等に対する近隣の事業者の紹介、他事業者への斡旋等の措置を講じる必要があること。

イ 利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務は、一義的には事業を休廃止しようとする事業者にあるが、指定等権者は、必要であると認める場合には、事業者に対して助言その他の援助を行うことができること。また、複数の市町村又は都道府県で事業を行う事業者が事業を同時に休廃止した場合などにおいて、広域的な見地からの調整が必要な場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣は助言その他の援助を行うことができること。

ウ 事業を休廃止しようとする事業者が、利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務を履行していない場合には、指定等権者は、期限を定めて適正に義務を履行するよう勧告を行うことができ、勧告を受けた事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。また、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に係る措置を講じない場合は、期限を定めて、勧告に係る措置を講じるよう命令することができること。なお、指定等権者は、事業者に対し命令をした場合にはその旨を公示しなければならないこと。

エ ア、イ及びウの取扱いについては、介護老人福祉施設等の指定の辞退の場合についても同様とする。

## 6 その他

### (1) 返還金等の取扱い

事業者が偽りその他不正の行為を行った場合の返還金及び加算金の回収について、保険者が確実に回収できるようにするため、地方税の滞納処分の例によることを可能とするものであること。

### (2) 指定時等の公示事項

指定等権者は、事業所等の指定等をしたときは、事業者の名称又は氏名、事業所の名称及び所在地、指定等の年月日、サービスの種類等を公示しなければならないこと。

## 7 附則について

### (1) 不正利得の徴収等に関する経過措置

事業者が、新法の施行日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた場合については、新法第22条の規定は適用せず、平成20年改正法による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第22条の規定が適用されること。すなわち、この場合については、返還金及び加算金の回収は、地方税の滞納処分の例によることはできないこと。

### (2) 指定等の申請に関する経過措置

新法の施行日前にされた指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新の申請であって、施行日前に申請に対する処分が行われていないものについては、旧法第

70条等の規定が適用されること。すなわち、この場合については、新法による指定・更新の欠格事由等は適用されないこと。

(3) 指定又は許可の取消しに関する経過措置

新法の施行日前に行われた指定の取消処分又は新法の施行日前に発生した事実に基づき施行日後に指定の取消処分を受け、取消しの日から5年を経過しない法人である場合については、3の(4)の申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由は適用されないこと。

(4) 廃止又は休止の届出に関する経過措置

新法の施行日から1月を経過する日(平成21年6月1日)以後に事業を廃止又は休止する事業者等については、新法第75条第2項等の規定が適用され、1月以上前に届出をしなければならないが、施行日から1月を経過する日の前(平成21年5月31日以前)に事業を廃止又は休止する事業者等については、旧法第75条等の規定が適用され、事業の廃止又は休止後10日以内に届出をしなければならないこと。また、有料老人ホーム等老人福祉法に基づく廃止又は休止の届出についても同様であること。

(5) 介護老人保健施設の公示に関する規定の適用

新法第104条の2の規定については、施行日以降に開設の許可、廃止の届出、許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したときに適用されること。

## 事業者指導体制について

- 1 居宅サービス・介護予防サービス・居宅介護支援（（介護予防）特定施設入居者生活介護を除く）

担当及び連絡先	担当地域
介護保険課 事業者指導第一担当 TEL 048-830-3259（直通） FAX 048-830-4792	入間東・入間西・比企・秩父・児玉 ・大里福祉保健総合センター管内
介護保険課 事業者指導第二担当 TEL 048-830-3257（直通） FAX 048-830-4792	北足立・北埼玉・埼玉南・埼玉北 福祉保健総合センター管内

- 2 (介護予防) 特定施設入居者生活介護・介護老人保健施設・介護療養型医療施設  
 介護保険課・介護保険施設指導担当  
 TEL 048-830-3239（直通） FAX 048-830-4792

- 3 介護老人福祉施設  
 福祉施設監査課・高齢者福祉施設担当（TEL 048-830-3446）

- 4 事業者の指定申請、変更等の各種手続や、指定基準、報酬等に関する疑義の照会については、事業所の所在地を所管する福祉保健総合センター（計画推進担当）で行っています。（お問い合わせは、FAXでお願いします。）

センター名	TEL	FAX
北足立福祉保健総合センター	048-541-0290	048-541-0291
入間東福祉保健総合センター	04-2922-2167	04-2920-3082
入間西福祉保健総合センター	049-283-6780	049-283-7896
比企福祉保健総合センター	0493-25-3430	0493-23-7561
秩父福祉保健総合センター	0494-22-6228	0494-23-7813
児玉福祉保健総合センター	0495-22-0101	0495-22-2396
大里福祉保健総合センター	048-523-2813	048-523-4486
北埼玉福祉保健総合センター	0480-61-1218	0480-61-8280
埼玉南福祉保健総合センター	048-737-2132	048-736-4562
埼玉北福祉保健総合センター	0480-43-7867	0480-43-5158

## 「介護サービス情報の公表」について

### ○「介護サービス情報の公表」制度とは○

#### 1 目的

- (1) 介護サービス利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要な情報が得られるよう、事業者 서비스에内容などの情報の開示を求めるものです。
- (2) 事業者においてはサービス改善への取組が促進され、介護サービスの質の向上が図られます。

#### 2 事業内容

- (1) 事業者に対し、介護サービスに関する情報を、年1回、都道府県知事へ報告することを義務付け、知事が公表します。
- (2) 情報を公表しなかったり、虚偽の報告などをしたりした事業者に対し、知事は調査命令を出すことができ、従わない場合は指定を取り消すことができます。

#### 3 「指導監査」や「福祉サービス第三者評価」との違い

	指導監査(実地指導)	福祉サービス第三者評価	介護サービス情報の公表
目的	指定基準の遵守状況を確認	利用者と事業者という当事者以外の第三者が、評価基準に基づき、質の達成度合を評価	利用者の事業所選択に資する情報を公表
実施主体	都道府県知事	県が認証した評価機関	都道府県 〔指定情報公表以外- 指定調査機関〕
義務又は任意	義務	任意	義務(年に1回)
情報開示	無	任意	義務(年に1回)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の義務として行政による強制力をもって行われる。</li> <li>・査察的観点で問題点を探す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が評価機関を選択できる。</li> <li>・評価機関が定めた評価基準に基づいて評価し、格付けを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員が事実確認のための訪問調査を実施する。</li> <li>・内容の評価や、指導等を行わない。</li> <li>・利用者自身による評価を支援する仕組。</li> </ul>

## ○介護サービス情報の公表制度のしくみ○

- 1 介護サービス事業所は情報公表センターに対し、定められた介護サービス情報（事業所情報公表項目）について報告します。

事業所情報公表項目には、

- ①「基本情報」（職員の体制、サービス提供時間など）
- ②「調査情報」（介護サービスに関するマニュアルの有無など）

があり、「基本情報」はそのまま、「調査情報」に関しては指定調査機関による事実確認を経て、すべての項目が公表されます。

ただし、新規事業者については、①の報告のみとなります。

### *point!*

- ・すべての事業所に対して、標準化された事業所情報公表項目を用いる。
- ・すべての事業所に関する調査結果のすべてを公表する。
- ・調査員が客観的事実に基づき調査した結果を正確に反映する。
- ・内容の正確性を前提としつつ、利用者にとってわかりやすいものとする。

- 2 介護サービスの利用者は、インターネットなど様々な方法で介護サービス事業所の情報を比較検討し、自分に合った事業所を見つけることができます。

### *point!*

- ・利用者の事業所選択に、適切に結びつく方法とすることが肝心。
- ・インターネットに登載、事業所内への掲示、重要事項説明書への添付など多様な方法を用意することが有効。

- 3 事業所にとっては、公表制度を上手に活用することにより、事業所の運営が適切に行われているかをチェックすることができます。

また、事業所の特長や「売り」をアピールできるとともに、利用者からの信頼獲得につながり、事業所の継続的な発展に役立ちます。

### *point!*

期待できる効果は、

- ・事業所の運営について点検できる。
- ・管理者とスタッフの風通しがよくなる。
- ・提供サービスの改善につながる。
- ・利用者・家族の信頼を得られる。
- ・事業所がイメージアップできる。
- ・事業所の発展につながる。・・・など

## ○対象となる事業所・施設○

### 1 対象となるサービス

①有識者による研究会がサービスごとの公表項目等を検討、②モデル調査などを経て、準備が整ったものから導入されていきます。

#### (1) 平成18年度から対象

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④通所介護
- ⑤特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び軽費老人ホーム（ただし、外部サービス利用型を除く。））
- ⑥福祉用具貸与
- ⑦居宅介護支援
- ⑧介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑨介護老人保健施設

#### (2) 平成19年度から対象

- ①訪問リハビリテーション
- ②通所リハビリテーション
- ③介護療養型医療施設

#### (3) 平成20年度から対象

- ①居宅サービス（短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定福祉用具販売）
- ②地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び軽費老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ③介護予防サービス
- ④地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護）

#### (4) 平成21年度から対象

- ①認知症対応型共同生活介護
- ②介護予防認知症対応型共同生活介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤夜間対応型訪問介護

### 2 報告・調査を行うサービス区分

- (1) 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- (2) 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- (3) 訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護



- (4) 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋療養通所介護
- (6) 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋療養通所介護
- (7) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- (8) 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- (9) 特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- (10) 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- (11) 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- (12) 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- (13) 居宅介護支援
- (14) 介護老人福祉施設＋短期入所者生活介護＋介護予防短期入所者生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (15) 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (16) 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）

### 3 報告の対象となる介護サービス事業者

- (1) 平成20年4月1日から、平成21年3月31日までの一年間において、上記1の(1)～(3)のサービスに係る介護報酬の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む）（以下介護報酬額という。）が100万円を超える事業者  
 なお、2の各区分の中において、いずれかのサービスに係る介護報酬額が100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても報告の対象となる。
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始した又は開始しようとする事業者

## ○指定情報公表センター・指定調査機関・調査員○

### 1 指定情報公表センター

県に代わって「介護サービス情報の公表」制度に係る計画の進行管理、介護サービス事業者情報（基本情報・調査情報）の受理及び公表に関する事務を管理運営する機関です。

県内に1機関と定められており、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会」が指定されています。

#### (社福)埼玉県社会福祉協議会 介護サービス情報公表センター

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

電話048-824-1453 FAX048-822-1406

Eメール kohyocenter@fukushi-saitama.or.jp

※「介護サービス情報の公表」ホームページ

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama22/>

### 2 指定調査機関

県知事が指定して、調査を行わせる機関です。

埼玉県では、次の3法人を指定しています。（今後2法人を指定して、5法人で実施いたします。2法人についての法人名や、連絡先等は、「介護サービス情報の公表」ホームページで7月以降にお知らせいたしますので、ご確認ください。

#### ①特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会

さいたま市浦和区仲町2-13-8ほまれ会館 電話048-835-4343

#### ②特定非営利活動法人ケアマネージメントサポートセンター

さいたま市中央区下落合5-10-5 VIP202 電話048-840-1920

#### ③有限会社プログレ総合研究所

さいたま市大宮区大門町3-88逸見ビル5階 電話048-640-4401

### 3 調査員

(1) 調査員は必ず、指定調査機関に属していなければなりません。

(2) 調査員の役割は事実の確認のみであり、指導や評価は行いません。

したがって、調査員には、

調査対象事業所と利害関係を持たずに公正・中立な調査ができること、

秘密が保持できること、調査の均質性を確保できること、

調査の役割から逸脱せず、円滑に調査業務を行えること、

などの資質が求められます。

(3) これらの資質が求められるため、一定の研修を修了し、県に名簿登録された調査員が皆さんの事業所の調査を行います。

(4) 訪問調査は、今年度から、1名以上で行うことと改正になりました。そこで、訪問調査は、1名または2名で実施いたします。

### ※ 調査の時期について

今年度、国のシステム改修が例年以上時間を要しているため、調査の開始が、11月以降になる見込みです。調査の時期が決定しましたら、「介護サービス情報の公表」ホームページでお知らせいたしますので、ご確認ください。

## ○費用負担○

調査及び公表にかかる費用は、「介護サービス調査手数料」及び「介護サービス公表手数料」が必要となり、すべて事業者負担となります。

この手数料については、各都道府県条例で定められています。

平成21年3月に、「介護サービス情報の公表」関係手数料条例が改正され、平成21年度計画から、下記のとおり、調査手数料額の変更がありますのでご確認ください。(公表手数料の変更はありません。)

埼玉県においては、調査業務量等を勘案し、サービスごとに6種類設定されています。

なお、支払いに当たっては、調査実施前、調査手数料と公表手数料の合計額を所定の口座へ振り込んでいただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 「介護サービス情報の公表」関係手数料の改正内容について

#### ○内 容

- 1 手数料の減額
- 2 対象サービスの追加

#### ○ 手数料額 ※ 平成21年度計画から

##### 1 調査手数料

サービス名	現 行	改正後
居宅サービス	29,000円	21,000円
地域密着型サービス	29,000円	21,000円
居宅介護支援	23,800円	17,400円
施設サービス	37,000円	28,000円
介護予防サービス	29,000円	21,000円
地域密着型介護予防サービス	29,000円	21,000円

ただし、追加サービスが、同類型の既存サービスと同一事業所で一体的に行われている場合

※追加サービスは、無料としました。(平成20年度計画分：500円)

##### 2 公表手数料

	現行(改正なし)
全サービス	8,900円

ただし、追加サービスが、同類型の既存サービスと同一事業所で一体的に行われている場合は、公表手数料を徴しない。

## ○法的根拠○

### 介護保険法（要旨）

#### 第115条の35（介護サービス情報の報告及び公表）

- ・介護サービス事業者は、都道府県知事に厚生労働省令で定められる情報（基本情報、調査情報）を報告しなければならない。
- ・都道府県知事は、当該報告を受理したときは、調査を行い、その結果を公表しなければならない。
- ・虚偽の報告、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、指定又は許可の取消をすることができる。

#### 第115条の36（指定調査機関の指定）

- ・都道府県知事は、指定調査機関に調査を行わせることができる。
- ・指定調査機関の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により知事が行う。
- ・調査事務にかかる手数料は、条例で定めるところにより、指定調査機関に納めさせることができる。

#### 第115条の37（調査員）

- ・指定調査機関が、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法にしたがい、調査員に調査事務を実施させなければならない。
- ・調査員は、調査事務に関する専門的知識技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

#### 第115条の38（秘密保持義務）

- ・指定調査機関若しくはその職員、又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第115条の42（指定情報公表センターの指定）

- ・都道府県知事は、指定情報公表センターに、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。
- ・指定情報公表センターの指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により知事が行う。（都道府県ごとに1機関）
- ・公表事務にかかる手数料は、条例で定めるところにより、指定情報公表センターに納めさせることができる。

●●● 「介護サービス情報の公表」について  
(指定公表センター)  
埼玉県介護サービス情報公表センター

説明概要

- ◆平成21年度公表時期など
- ◆平成20年度からの変更点
- ◆Web操作のQ&A、留意点
- ◆公表までの作業の流れ

●●● 平成21年度  
公表時期などについて

- ① 既存事業所の場合
- ② 新規事業所の場合

●●● 平成21年度  
公表時期などについて①

既存事業所(平成20年度以前に指定を受けている事業所)の場合

- 事業所の所在地ごとに報告・調査・公表時期が分かれます。(現在計画策定中)
- 平成21年度は10月から実施予定です。

●●● 平成21年度  
公表時期などについて②

新規事業所(平成21年度に指定を受けた事業所)の場合

- 事業所が指定を受けた時期ごとに報告・公表時期が分かれます。
- 対象サービスの指定を受けた、全ての事業所が対象です。
- 4～6月に指定を受けた事業所は、10月実施予定です。

●●● 平成20年度からの変更点

報告システムが  
Excel(エクセル)から  
Web(ウェブ)へ

●●● 具体的な変更点

	平成19年度まで	平成20年度から
様式	Excel(エクセル)	Web(ウェブ)
様式入手方法	ホームページからダウンロード	Webに直接ログインして入力
提出(報告)方法	ホームページのメールフォームから、調査票を添付して送信	入力終了後「提出」ボタンを押す。

### ●●● Webシステムのメリット

- Excelを操作したことがない場合でも入力可能
- 入力を間違えた時はエラーメッセージが出るので、その場で修正可能。
- 提出(報告)・公表後でも、調査票(基本情報)の修正をその都度、直接行うことができる。

### ●●● Webシステムの留意点

- 事業所毎にID・パスワードを割り振るため、その管理が必要  
→ 紛失、他所への漏洩に注意
- 途中で入力作業を中断する場合、「保存」ボタンを押さないと保存されないなど、独特の操作ルールあり  
→ 詳細は、後日実施通知に同封の操作案内を参照

### ●●● Webシステム操作 Q&A

※ 現在、正式なWebシステムは作成中です。そのため、操作方法に変更がある場合があります。

### ●●● Q1 ID・パスワードはどのように事業所に知らせる？

#### A1

- 実施通知送付時に、ID・パスワードを記載した用紙を、特定記録郵便でお送りします。
- 管理にご注意ください。
- ID・パスワードは公表センターが設定します。

### ●●● Q2 ID・パスワードの紙をなくした場合、どうしたらよい？

#### A2

- 公表センターにメール又は電話で照会ください。
- 該当の事業所であることを確認した後、ID・パスワードをお知らせします。

### ●●● Q3 データ入力は一度に行わないとできない？

#### A3

- 途中で中断することもできます。  
→ ただし、それまでの作業を保存するために、必ず「一時保存」又は「登録」ボタンを押してください。
- 30分以上操作しない時も、同様の理由で「一時保存」又は「登録」ボタンを押してください。

●●● | Q4 介護サービス情報公表センターからの照会は、どのように行われる？

A4

- 通常、電話またはメールで照会します。
- 照会事項が多岐にわたる場合などは、公表センターがシステム上に補正事項の説明を書き込みます。
- 事業所は、システムにログインしていただき、照会内容を確認の上、修正してください。

●●● | Q5 どのような照会が多いのか

A5

- 未記入欄がある。  
ex)指定・更新年月日、サービス内容の特色
- 数字の不一致。  
ex)従業員数と、経験年数別の従業員合計数が違う

☆本制度は事業所の責任において公表を行うものですので、入力内容はよく確認してください。

●●● | Q6 操作方法が分からないときは？

A6

- 当センターへ電話・メールなどでお問い合わせください。
- 締切日前は問い合わせが集中しますので、できるだけ、早めにご連絡くださるようお願いいたします。

●●● | 介護サービス情報公表センター [お問い合わせ先]

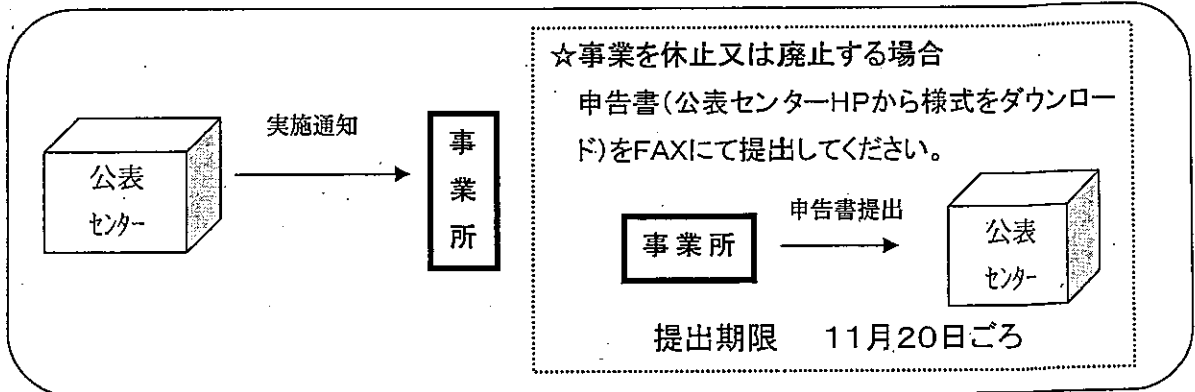
- メールアドレス: 当センターホームページ <http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama22/> のお問合せメールフォームから送信ください。
- TEL : 048-824-1453  
FAX : 048-822-1406
- 営業時間: 平日(月～金)8時30分～17時15分  
休業日 : 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

# 「介護サービス情報の公表」制度作業の流れ

(新規事業所版) ※(例)4～6月に指定を受けた場合

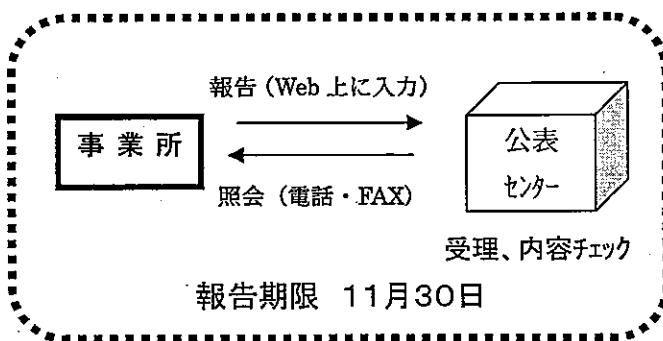
10月  
下旬

## 1 通知

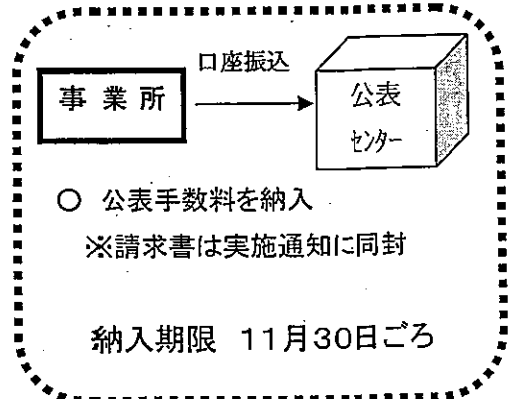


11月

## 2 調査票の作成・報告



## 3 手数料納入



2月

## 情報の公表

「介護サービス情報公表センター」が情報を公表 2月20日ごろ  
公表されるホームページ <http://www.kohyo-saitama.net/kaigosip/Top.do>

### お問い合わせ

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama22/> 「苦情・相談」フォームから  
電話 048-824-1453、(月～金 8:30～17:15) FAX 048-822-1406

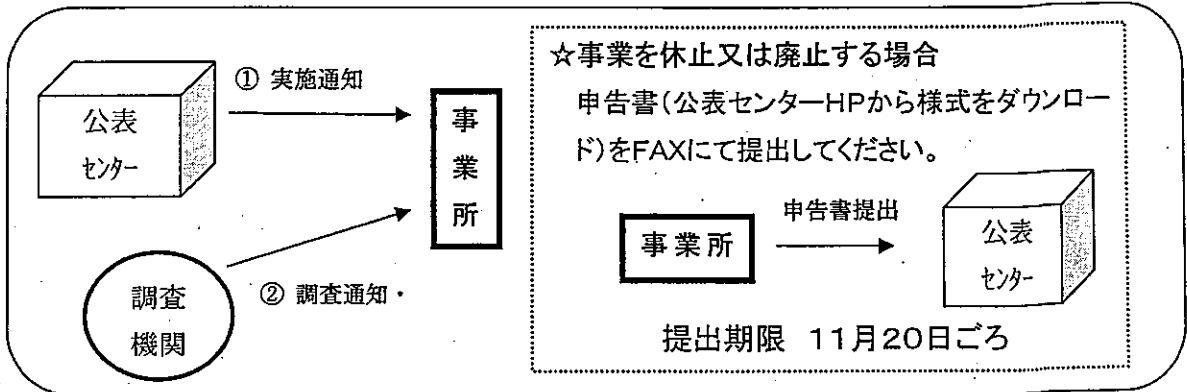


# 「介護サービス情報の公表」制度作業の流れ

(既存事業所版) ※(例)10月末に通知した場合

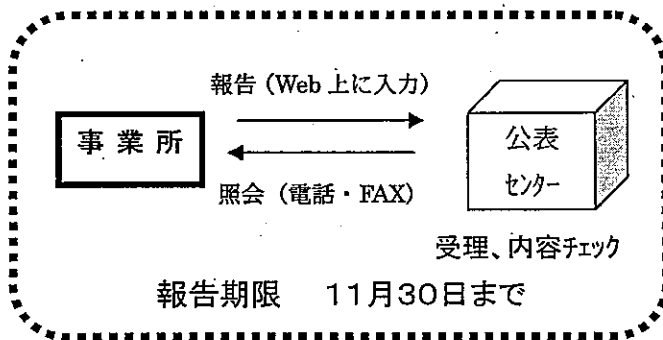
10月  
下旬

## 1 通知

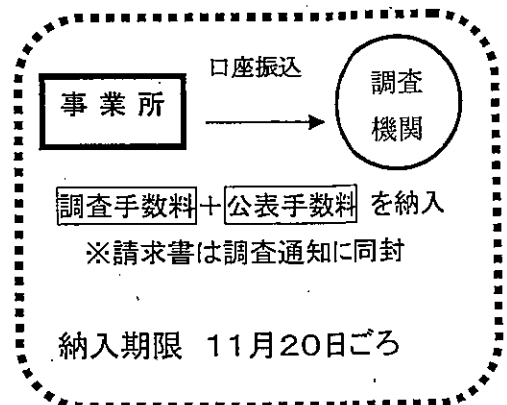


11月

## 2 調査票の作成・報告

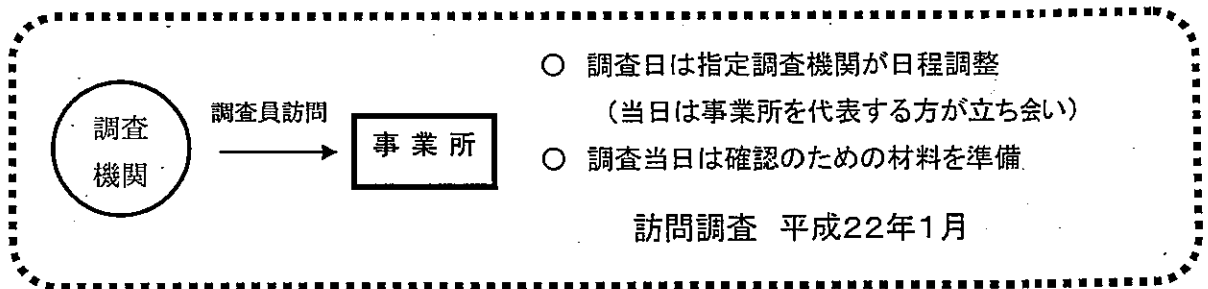


## 3 手数料納入



1月

## 4 訪問調査



2月

## 情報の公表

「介護サービス情報公表センター」が情報を公表 2月20日ごろ  
公表するホームページ <http://www.kohyo-saitama.net/kaigosip/Top.do>

### お問い合わせ

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama22/> 「苦情・相談」フォームから  
電話 048-824-1453、(月～金 8:30～17:15) FAX 048-822-1406

## 介護サービス情報公表システム 報告手順のご案内

「介護サービス情報公表システム」は、都道府県内の事業所や施設が提供する介護サービスの内容・運営状況を調査・公表するためのシステムです。

インターネットを使ってサービス内容をご提出いただくための手順をご紹介します。

### STEP 1

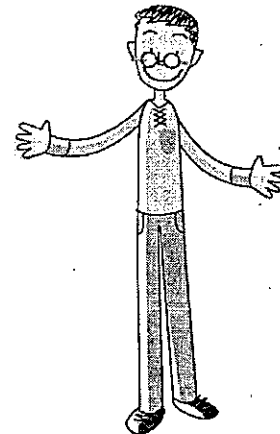
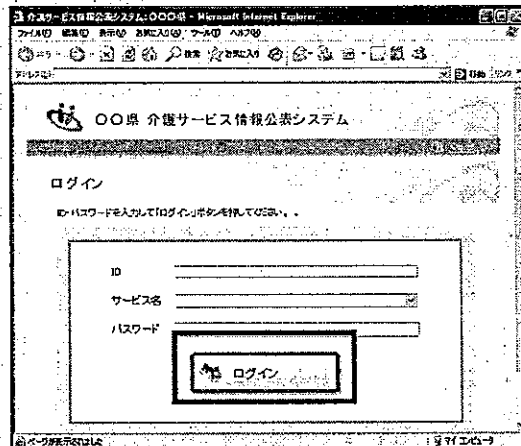
インターネットで介護サービス情報公表システムにアクセスします。



URL アドレス : <https://hokoku.kohyo-saitama.net/kaigorep/jlnit.do>

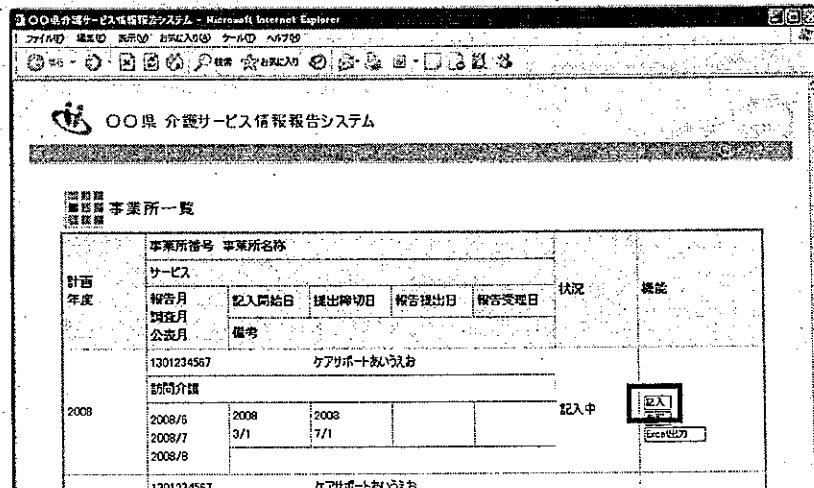
### STEP 2

ログイン画面が表示されるので、ID・サービス名・パスワードを入力し、ログインボタンをクリックします。



### STEP 3

事業所一覧画面が表示されるので、該当する事業所の「記入」ボタンをクリックします。



**STEP 4**

記入メニュー画面は「基本情報」と「調査情報」に分かれています。それぞれ記入する必要があります。

The screenshot shows a web application interface with a navigation menu on the left containing '検索', '登録', '印刷', and '記入メニュー'. The main content area is divided into two sections:

- 基本情報 | 訪問介護**: A table with columns for '状況' and '備考 (注)'. It lists various items related to home care services, such as '事業所に委託する法人等に関する事項(1)', '介護サービスの提供(1)', etc., each with a '未記入' status and an input field.
- 調査情報 | 訪問介護サービス**: A table with columns for '状況' and '備考 (注)'. It lists items for which survey information is required, such as '介護サービスの内容に関する事項(1)', '利用者の介護サービスの選択の理由', etc., each with a '未記入' status and an input field.

基本情報

※同類の介護予防サービス等も公表対象の場合は、そのサービスの基本情報も表示されます。(左の画面は「訪問介護」と「介護予防訪問介護」の例)

調査情報

**STEP 5**

記入メニュー画面の項目にしたがって、介護サービスの内容を記入していきます。

This section provides a detailed view of the 'Basic Information' entry screen. It includes a navigation menu and a form with the following fields:

- グループ名称: 訪問介護サービス
- 計画年度: 2008
- 事業所コード: 1301234567
- 事業所名称: ケアサポートあいうえ
- 1. 事業所に委託する法人等に関する事項(1): A dropdown menu with options like '特別法人(1)', '一般法人(1)', 'NPO', etc.

To the right, a smaller screenshot shows the 'Basic Information' entry form with fields for 'サービス名', 'サービス内容', 'サービス提供開始日', 'サービス提供終了日', 'サービス提供開始場所', and 'サービス提供終了場所'. Below these are checkboxes for '1. 事業所に委託する法人等に関する事項(1)' and a list of options for the service provider type.

▽基本情報の記入画面例

**STEP 6**

調査票の入力が完了したら、「登録」ボタンをクリックします。

The screenshot shows a registration form with the following fields:

- 法人等の連絡先 (Contact information for the entity): FAX番号 (FAX number), ホームページアドレス (Home page address).
- 法人等の代表者の氏名及び職名 (Name and position of the representative): 氏名 (Name), 職名 (Position).
- 法人等の設立年月日 (Date of establishment): 2008年01月01日.

Buttons at the bottom: 一時保存 (Temporary Save), 登録 (Register), 戻る (Back).

※ 「一時保存ボタン」は、記入途中の内容を保存するために使用します。画面を開いたまま長時間（30分以上）たつと、自動的に接続が中断され、登録ボタンを押しても記入した内容が登録できないことがあります。記入中はこまめに一時保存をしていただくことをお奨めします。

**STEP 7**

記入した調査項目の状態欄は「記入済」と表示されます。状態欄が「未記入」や「記入中」の調査項目に対して、それぞれご記入いただき、すべて「記入済」にさせていただく必要があります。

The screenshot shows a survey form with the following sections:

- 基本情報 | 訪問介護 (Basic Information | Home Care): 事業所コード: 1301234567, 事業所名称: ケアサポートあいらび. 6 items listed, all '記入済'.
- 基本情報 | 介護予防訪問介護 (Basic Information | Home Care for Prevention): 事業所コード: 1301234567, 事業所名称: ケアサポートあいらび. 6 items listed, all '記入済'.
- 調査情報 | 訪問介護サービス (Survey Information | Home Care Services): 調査実施名称: ○○県指定調査機関 株式会社あいらび. 15 items listed, all '記入済'.

すべて「記入済」にさせていただく必要があります。

**STEP 8**

入力がすべて「記入済」になったら、連絡先（ご担当者のお名前やメールアドレス）を記入し、「提出」ボタンを押します。

※ 「記入済」の状態では、まだ提出が完了していません。

記入後は必ず「提出」ボタンを押していただくことをお願いします。

**提出の完了です！**

- 報告した内容は、新規事業所など一部を除き、調査員による訪問調査を実施した後、一般公開されます。



「介護サービス情報の公表」の調査にあたって  
～留意事項及び変更点について～

○ 調査時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とします。（訪問日ではなく、「報告日」となりますので、ご注意ください。）また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間となります。

○ 平成21年度から省略となる調査項目について

平成21年度から、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規定の有無の確認を行う調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないことといたします。

確認のための材料：例)

- ・利用者のプライバシーの保護の取組に関するマニュアル等
- ・従業者の接遇についての記載があるマニュアル等
- ・感染症の発症の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等

○ 調査日の対応について

調査票を作成した方、または、調査内容を把握された方のご対応をお願いします。また、確認を要する書類など、取りまとめてご用意いただきますと、調査を順調に進めることができると思います。

○ 平成21年度調査の開始時期について

平成21年度から施行のサービス追加にあたり、国のシステム改修等に例年以上の時間を要しています。

そこで、システムの配布が大幅に遅れることから、平成21年度の調査時期が、11月頃となってしまう予定です。

事業の開始については、「介護サービス情報の公表」ホームページにより、ご案内いたします。

○ 調査票提出にあたっての留意点（パワーポイント資料の補足）

よくある記入上の間違いとして、従業者の実人数と、経験年数別の合計数が違うことがあります。数が合うようにしてください。

間違い例)	職種別実人数	理学療法士【常勤】5名
	経験年数別	理学療法士【常勤】（3～5年未満）2名 （10年以上）1名

合計数(3名)と実人数が合っていない!

その他、よくある質問や間違いやすい事項をまとめた「記入上の留意点」を、通知の際に添付してお送りします。調査票入力にあたっては、必ずお読みください。

